

小樽市産業廃棄物等処分事業経営戦略(原案)

団 体 名 : 小 樽 市

事 業 名 : 産業廃棄物等処分事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用)・非適の区分	法適用(一部適用)(昭和59年4月1日)		
職 員 数	3 人	事業開始年月日	昭和59年11月12日
施 設 名	小樽市産業廃棄物最終処分場 及び 残土処分地		
施 設 の 種 類	産業廃棄物の最終処分場(管理型) ・ 残 土 処 分 地	供用開始からの 経 過 年 数	36 年
事 業 面 積	693,313 m ²	埋 立 容 量	6,167,180 立法 メートル
営 業 時 間	3月~10月 午前8時~午後5時30分 11月~12月 午前8時~午後4時 1月~2月 午前9時~午後4時		
民間活用の状況	ア 民間委託	小樽市産業廃棄物最終処分場管理運営業務、埋立業務、地盤整備業務、搬入廃棄物等計量及び料金徴収等業務、搬入物監視等業務、資源回収業務、埋立地改良業務	
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

(2) 処分手数料等

手数料等 種類	基 礎 単 位	処 分 手 数 料 (消 費 税 抜 き)	循環資源利用促進税 (1 ト ン 当 た り)
が れ き 類	20 kg	62.00 円	1,000 円
建 設 木 く ず		180.00 円	
廃プラスチック類		426.00 円	
紙 く ず		142.00 円	
木 く ず			
織 維 く ず			
ゴ ム く ず			
金 属 く ず			
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず			
廃 棄 土 砂	20 kg	12.00 円	非該当
料金形態の考え方	処理原価及び近隣施設の処分手数料を参考に設定		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	直近改定：平成25年4月1日一部改定 (平成12年7月1日から現種類区分)		

(3) 現在の経営状況

経営状況については、今後の埋立容量増に向けた埋立計画策定業務委託費を支出した平成29年度以外は、過去3か年(平成29～31年度)の決算における、損益に関する各収益率(営業収支比率、経常収支比率、総収支比率)は、100%以上を維持していることから、健全かつ安定した状況と判断できる。

年度(平成)	29	30	31
区 分			
営業収支比率	93.8 %	146.7 %	138.9 %
経常収支比率	94.7	148.4	139.9
総収支比率	94.7	148.4	139.9

2. 将来の事業環境

(1) 埋立処分需要の見通し

過去3か年(平成29～31年度)の決算では、高速道路やトンネル工事の公共事業などの大規模工事により、がれき類や土砂の一時的な大量受入があったが、これらを除いても、これまでの実績から安定した需要はあるものと考えており、「令和3年度以降の計画値」は、大規模工事から発生するものを除いた直近4か年平均値とする。

年度(平成・令和)	29	30	31	2年度見込	3年度以降の計画値
区分					
がれき類	5,504 トン	8,641 トン	7,360 トン	5,371 トン	5,300 トン
建設木くず	3,350	4,117	3,805	3,496	3,600
土砂	21,270	60,364	64,684	40,974	8,100
廃プラスチック類	2,264	2,601	2,401	2,403	2,500
その他	3,103	3,181	2,946	3,019	3,200
合計	35,491	78,904	81,196	55,263	22,700

(2) 手数料収入の見通し

「令和3年度以降の計画値」は、上記の「埋立処分需要の見通し」の量に、それぞれの単価を乗じた額とする。

年度(平成・令和)	29	30	31	2年度見込	3年度以降の計画値
区分					
がれき類	17,053 千円	26,772 千円	22,834 千円	16,649 千円	16,430 千円
建設木くず	30,129	37,032	34,275	31,463	32,400
土砂	12,744	36,175	38,559	24,584	4,860
廃プラスチック類	48,221	55,403	51,230	51,187	53,250
その他	22,019	22,573	20,928	21,438	22,720
合計	130,166	177,955	167,826	145,321	129,660

※金額はすべて消費税抜き

※平成29～31年度は決算値。令和2年度以降は、埋立処分量(トン単位)に単価を乗じた概算値。

(3) 施設の見通し

施設の安定した運営を継続するために、必要な維持補修を計画的に行う。

◎主な維持補修予定

- ・令和 3年度 … 排水処理施設薬品注入設備修繕
- ・令和 4年度 … 埋立地全域測量調査(容量増の軽微変更作成含む)

(4) 組織の見通し

計画期間中において、管理運営業務の委託は継続する見込みであることから、市の体制(課長職 1名、係長職 2名)の変更予定なし。

3. 経営の基本方針

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例には、経営の基本について、「産業廃棄物等処分事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を推進するよう運営するものとする。」と定めている。
そのことを踏まえながら、引き続き、「安定した経営基盤の堅持」及び「施設の適正な管理」に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支の均衡を図りながら、必要な設備等の更新を行い、安全な施設運営に努める。
-----	---------------------------------------

◎主な設備更新等の予定額

- ・令和 3年度 … 46,860千円(流出防止えん堤修繕工事)
- ・令和 5年度 … 10,000千円(排水処理施設プレハブ建替工事、トラックスケールソフト更新)
- ・令和 7年度 … 50,000千円(搬入道路全面舗装)
- ・令和10年度 … 30,000千円(トラックスケール本体及び管理棟建替工事)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	計画期間中に原価計算等を勘案した手数料改定を検討する。
-----	-----------------------------

計画期間中に埋立容量増の対策が必要と考えられることから、その際に、継続的な施設運営と施設の公共性も勘案した適正な手数料の見直しについて検討する。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	小樽市で発生し、かつ、排出された産業廃棄物及び廃棄土砂を適正に処分することにより生活環境の保全を図り、併せて円滑な事業活動の促進に資するために必要と考える。
公営企業として実施する必要性	産業廃棄物は、事業者自らが責任を持って処理することが基本であるが、民間企業による最終処分場の設置は、用地確保や運営面の難しさがあることから、市内の円滑な事業活動の促進を図るためには、引き続き公営設置が適当と考える。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画期間中、埋立容量や施設の老朽化などの状況や、経営環境に大きな変化が認められる場合には、随時、計画を見直す。
---------------------	---